

2020 年 4月 7日

お客さまへ

ユニヴ・ライフ株式会社
保険事業部

緊急事態宣言発表地域における当社業務運営について

平素より、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、4月7日に政府より大阪・兵庫地区を対象とした「緊急事態宣言」が発令されました。
本件を受け、当社の業務運営について以下のとおりご案内いたします。

- ・お客さまへの訪問を控えるとともに、事務所での面談を取りやめ、電話・郵送で対応させていただきます。
- ・当社へのお問い合わせの際は、下記にご連絡をお願いいたします。
【当社へのお問い合わせ】
ユニヴ・ライフ代理店（大阪府吹田市佐井寺4丁目43番地8号）
（連絡先：06-6310-8686）

【保険会社へのお問い合わせ】

当社への連絡が取れない場合、事故のご報告はご加入の保険会社ごとに下記宛ご連絡をお願いいたします。

《取扱い損害保険》

三井住友海上火災保険株式会社	自動車の事故	(0120-258-365)
	火災・傷害等の事故	(0120-258-189)
東京海上日動火災保険株式会社	事故受付センター	(0120-119-110)
損害保険ジャパン株式会社	自動車の事故	(0120-256-110)
	火災・傷害等の事故	(0120-727-110)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	自動車の事故	(0120-024-024)
	火災・傷害等の事故	(0120-985-024)
共栄火災海上保険株式会社	自動車の事故	(0120-044-787)
	自動車以外の事故	(0120-044-077)
A I G 損害保険株式会社	事故受付センター	(0120-01-9016)

今後も、お客さまへの感染予防の配慮を最優先に対応してまいります。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上